

大阪市立港中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神を基盤に個性を尊重し、自ら学ぶ態度や互いに尊敬し協力する健康で豊かな心を持つ生徒」育成のために「港中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①学級担任は、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ②学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ③いじめの問題について校内研修等を開き、教職員間の共通理解を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①年間3回授業参観週間を計画し、教師相互および保護者の意見を聞きながら授業改善をはかる。
- ②小中連携の取り組みにより9年間の指導計画の作成
- ③少人数による習熟度別授業の実施

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

①学年・学校行事の充実

②委員会・係活動の活性化

③高校出前授業の計画

④職場体験の計画

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳教育充実を図る。

（年間計画の作成）

②性教育の充実を図る。

（年間計画の作成）

③具体例を使った学級活動

④携帯電話等の使用方法についての研修の計画

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①アンケート調査の実施 年間3回

②教育相談の計画

③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①迅速な対応ができるような体制作り（いじめ対策委員会の設置）

②指導の流れの確認

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ対策委員会

〈構成〉

- ・管理職・首席・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭
(必要に応じて担任・部活動顧問)

〈役割〉

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・情報収集や記録
- ・事案発生時の指導方針の決定及び指示
- ・保護者・関係機関との連絡

【年間計画】

[調査等]

- | | |
|------------------|----------------|
| ・生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回(5月・10月・2月) |
| ・保護者対象いじめアンケート調査 | 年2回(5月・10月) |
| ・教育相談 | 年1回(9月) |

[研修会]

- ・生徒指導研修会(4月)
- ・人権教育実践研修会(11月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりによる情報発信

②地域諸団体との連絡

(3) 取組内容の検証

①いじめアンケートの結果による検証

②次年度の計画・改善

7. 重大事案への対処

ただちにいじめ対策委員会を開き、今後の対応(下記について)を決定する。

- ・教育委員会への報告
- ・関係諸機関への連絡・相談
- ・調査組織の決定
- ・被害児童生徒及び保護者への情報提供
- ・全職員への連絡
- ・窓口の一本化(基本教頭)

※ いじめ発見の際の流れ

